

憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明

集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されてないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利とされている。

この点、政府は、「憲法9条の下において許容されている自衛権行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されない（1981年5月29日政府答弁）」との見解を表明し、その後、現在に至るまでかかる政府見解は維持されている。

ところが、安倍首相は、就任直後から、集団的自衛権に関する憲法解釈の見直しを政権の主要な方針の一つとして定め、2013年2月8日に私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という）」を約5年ぶりに再開させた。

安保法制懇は、集団的自衛権の行使容認論者とされる有識者で構成されており、2008年に「集団的自衛権行使を求める報告書」を取りまとめ、政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を認めるよう求めていた。今回は、前回の検討事項に加え、国家安全保障基本法の制定など新たな課題についても検討するよう諮問されている。

他にも、安倍内閣は、2013年8月に、内閣法制局長官を集団的自衛権行使容認論者に交代させたり、先の臨時国会で日本版NSC（国家安全保障会議）設置法の成立を強行したりするなど、集団的自衛権行使容認に向けた動きを加速させている。

今後は、安保法制懇に集団的自衛権の行使を全面的に容認する内容の報告書を提出させた上で、従来の政府解釈を変更し、集団的自衛権行使を可能とする国家安全保障基本法案の国会提出を目指すものと考えられる。

しかし、安倍内閣の目指すところは、憲法の改正手続を経ることなく、政府見解の変更によって、あるいは法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行おうとするものであり、政府や国会を憲法の制約の下に置く立憲主義の原則に真っ向から違反するものである。

当会は、立憲主義の見地から、かかる憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認及びそれと密接に関連する国家安全保障基本法案の国会提出に断固反対するものである。

2014年2月13日

茨城県弁護士会

会長 佐谷道浩